令和5年6月市議会総務委員会資料

第81号議案 長崎市基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例

目次ページ

条例改正案の概要・・・・・・・2

新旧対照表 ・・・・・・・・3

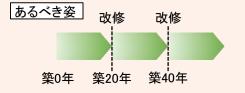
理財部 令和5年6月

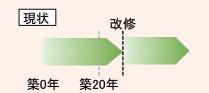
1 条例改正案の概要

1 公共施設の現状

(1) 多くの学校や市営住宅の外壁などについて更新周期の 目安を経過している

【外壁の例】(更新周期の目安:20年)





(2) 解体が必要な施設を多数有している 【対象施設の一部】







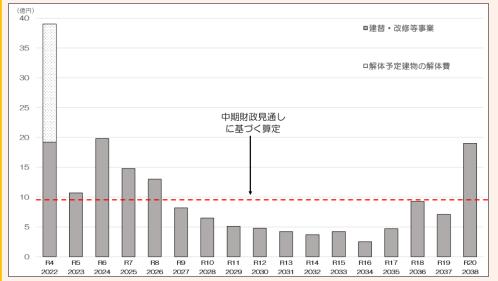
旧黒崎中学校

旧三重地区 西部住民センター

旧立神小学校 体育館

(3) 厳しい財政状況の中、今後、施設の更新・保全や解体のための予算の確保が困難になることが懸念される

【将来の公共施設の建替・大規模改修の試算(一般財源ベース)】



- ①2022年から2038年までの中期財政見通しによる想定額: 163.2億円
- ②2022年から2038年までの建替・改修等事業の額: 156.8億円
- ③現時点で解体が必要な施設の解体費:19.8億円
- 中期財政見通しによる算定額から不足が想定される費用は ①-(②+③) = ▲13.4億円

(1) 改正理由

建物の解体や将来的な公共施設の建替・改修に加え、突発的な事態が発生した場合も、公共施設の整備等にかかる 財源を確保することを目的として、公共施設保全基金を設置するもの。

- (2) 基金充当想定事業
 - 予防保全に係る事業
 - 公共施設の解体に係る事業
 - 集約化等のうち、更新又は改修に係る事業
- (3) 財源 財産貸付収入

(4) 積立額

適正に予防保全を行いながら建物の大量更新までの 財源を確保するとともに突発的な事態に備えるため、

年間9,000万円の積立てを行う

(5) 施行期日 公布の日

2 新旧対照表

○長崎市基金の設置、管理及び処分に関する条例

(設置)

第1条 本市は、別に定めるものを除くほか、次のとおり基金を設置 する。

改正後(案)

名 称	目的
財政調整基金	〔略〕
〔中略〕	
観光交流基金	〔略〕
<u>公共施設保全基金</u>	公共施設の保全、解体及び更新のため の事業に要する経費の財源に充当する。

第2条~7条 [略]

附則

この条例は、公布の日から施行する。

○長崎市基金の設置、管理及び処分に関する条例

(設置)

第1条 本市は、別に定めるものを除くほか、次のとおり基金を設置 する。

現行

名 称	目的	
財政調整基金	〔略〕	
〔中略〕		
観光交流基金	〔略〕	

第2条~7条 〔略〕

附 則〔略〕